

論点に対する回答

議 題	行政への入札・契約に関する手続
省 庁 名	総務省（物品・役務）
論 点	<p>1. 行政手続コスト 20%以上削減について</p> <p>① 競争参加資格申請手続に係る行政手続コスト削減について、これまでの取組、今後の取組予定及び削減見込みについて、具体的定量的に御説明いただきたい。その際、以下の取組については必ず御説明いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達総合情報システムにおける競争参加資格申請時に必要な添付書類（営業経歴書、誓約書・役員名簿等、登記事項証明書（写し）、納税証明書（写し）、財務諸表）それぞれについて提出不要化にむけた取組状況。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に提出不要化にあたりバックオフィス連携が必要なものについては、関連省庁との検討・準備状況。例えば納税証明書（写し）の関係で国税庁の対応如何。 ・ 財務諸表については、上場企業については EDINET と連携してはどうか。また非上場企業についてもネット上で公表している場合には URL 記載で代替できないのか。 ・ 調達総合情報システムのシステム改善（半角・全角カナの自動入力変換や入力エラー箇所的確な表示等）の取組状況
【回 答】	
①	<p>調達総合情報システムにおける競争参加資格申請時に必要な添付書類（営業経歴書、誓約書・役員等名簿、登記事項証明書（写し）、納税証明書（写し）、財務諸表）のうち、</p> <p>(1) 営業経歴書及び誓約書・役員等名簿については、平成 30 年 11 月から、申請書本体への一本化を実施。これにより、行政手続コストを 20.5% 削減。</p> <p>(2) 登記事項証明書（写し）については、法人番号等を活用した行政機関間（法務省）とバックオフィス連携による提出不要化を行うこととして、令和 2 年度中にシステム改修を行い、遅くとも令和 3 年度には登記事項証明書（写し）を省略。</p> <p>(3) 納税証明書の写しについては、国税庁側が納税情報の添付の自動化を実現するための仕組みを提供することで、提出を不要とする方向で、令和 3 年度のシステム改修予算要求に間に合うよう IT 総合戦略室及び国税庁と調整中。令和 4 年度中の添付省略を目指す。</p>

- (4) 財務諸表については、EDINET との連携等を含め、令和 2 年度から、添付省略に向けて検討を開始する。
- (5) 調達総合情報システムのシステム改善（半角・全角カナの自動入力変換や入力エラー箇所の的確な表示等）については、令和元年 1 月に実施済み。

議 題	行政への入札・契約に関する手続
省 庁 名	総務省（物品・役務）
論 点	<p>2. 入札・契約事務について</p> <p>② 前回の御説明によれば、政府電子調達システムについて 2020 年 1 月からの次期システム更改を機に、添付ファイル上限サイズの拡大（クラウド技術の活用含め検討）、提出済書類のオンラインによる差し替え（提出期限内に限る）について可能となるように対応中とのことだったが、現状を御説明いただきたい。</p> <p>③ 政府電子調達システムの利用率（電子応札率 KPI は 60%（2018 年度））について最新の利用率と、普及啓発の取組について御説明いただきたい。</p> <p>② 政府電子調達システムにおける添付ファイル上限サイズの拡大及び提出済書類のオンラインによる差し替えについては、令和元年 1 月 6 日から次期システムへの更改に併せ、添付ファイル上限サイズの拡大（3 MB から 10MB）及びオンラインによる提出済書類の差し替えを可能とした。</p> <p>③ 政府電子調達システムの電子応札率は令和 2 年 2 月末において 62.1%となっている。</p> <p>普及啓発の取組については、まず、当システムを利用する各府省庁等に対し、内閣官房主催の「政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議専門部会及びシステム設計WG」（毎年 4 回程度開催）において、各府省庁等に利用促進を働きかけるほか、令和元年度には、個別の各府省庁等へのヒアリングも実施。また、従来、東京のみで開催していたセミナーを令和元年度からは東京以外に大阪でも開催。</p> <p>一方、民間事業者に対しては、従来、ポスター、パンフレットによる周知を行ってきたが、令和 2 年度には民間事業者へのヒアリングも行い、ワークショップにおいてニーズの整理を行う予定としている。</p>

議 題	行政への入札・契約に関する手続
省 庁 名	総務省（物品・役務）
論 点	<p>3. 両システムの統合について</p> <p>④ 調達総合情報システムと政府電子調達システムの統合について、検討状況と今後の計画について御教示いただきたい。</p>
<p>④ 調達総合情報システムと政府電子調達システムの統合については、令和2年度中に設計開発、令和3年度中にシステム改修を行い、令和4年度までに統合システムとして運用できるよう進めている。</p>	